

# 保険料の計算方法と軽減（令和7年度）

## 1. 保険料の計算方法

保険料額は制度を運営する北海道後期高齢医療広域連合が決定します。一人ひとりの保険料額はその方の所得に応じて負担する所得割額と、被保険者全員が等しく負担する均等割額の合計となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の(※1)} \\ \hline \text{保険料額} \\ \hline \text{(限度額80万円)} \\ \hline \text{※100円未満切り捨て} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{賦課のもととなる} \\ \hline \text{所得金額(※2)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline \text{11.79\%} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{52,953円} \\ \hline \end{array}$$

※1 年度途中で資格が異動（75歳到達による資格取得、転出による資格喪失など）した場合は、月割りとなります。

※2 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です。

※保険料算定に用いる「所得」とは、収入から必要経費を控除した額です。  
（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額を控除した額。）  
なお、配偶者控除や扶養控除、社会保険料控除などの所得控除は適用されません。  
また、非課税(遺族・障害年金等)の収入は含まれません。

## 2. 保険料の軽減

### 1. 均等割の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計に応じて、次のとおり均等割額が軽減されます。

| 世帯主と被保険者全員の所得の合計が次の金額以下の世帯               | 軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|------------------------------------------|------|----------|
| 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)                   | 7割   | 15,885円  |
| 43万円+(30万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) | 5割   | 26,476円  |
| 43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)   | 2割   | 42,362円  |

※ 65歳以上の公的年金所得からは、個人ごとに15万円を限度に控除して軽減割合を判定します。

※ 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

### 2. 会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、制度加入から2年を経過する月までの期間のみ均等割額が5割軽減されます。

なお、国保組合や市町村国保に加入していた方は、被扶養者の軽減には該当しません。

| 対象者                       | 所得割額   | 均等割額                                  |
|---------------------------|--------|---------------------------------------|
| 制度加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方 | かかりません | 5割軽減（年額26,476円）<br>（制度加入から2年を経過する月まで） |

所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当する場合は、7割軽減が優先されます。